



Title	近代ドイツの文筆業 —19世紀末ドイツにおける女性文筆家団体の意義—
Author(s)	前原, 真吾
Citation	独語独文学研究年報, 29, 1-24
Issue Date	2002-12
Doc URL	<a href="https://hdl.handle.net/2115/26136">https://hdl.handle.net/2115/26136</a>
Type	departmental bulletin paper
File Information	29_P1-24.pdf



## 近代ドイツの文筆業

### ——19世紀末ドイツにおける女性文筆家団体の意義——

前原 真吾

#### 1. 女性文筆家の職業団体成立の社会的背景

ドイツ語圏における歴史上初の女性文筆家の職業団体は、1885年にオーストリアの首都ウィーンを本部として設立された「女性文筆家・女性芸術家協会」(Verein der Schriftstellerinnen und Künstlerinnen: 以下V S i Kと略記)である。それ以前のドイツ語圏の諸国家(ドイツ、オーストリアおよびスイス)には、女性文筆家たちを「文筆家(Schriftsteller)であること」を基礎としてひとつに統合し、女性文筆家が直面していた諸問題の解決にあたることをめざした組織や団体は存在しなかった。またV S i Kは、中上流階級の女性の広域的な職業団体としては最も早い段階で結成された組織であった<sup>1)</sup>。

ドイツ語圏全体の女性文筆家・芸術家を対象とするこの組織V S i Kが設立された当時、男性の文筆家やジャーナリストを中心としたドイツの文筆業の世界は、ドイツ帝国成立後の1870年代に進行した製紙・印刷・製本・流通業界における技術革新やいくつかの法制度改革、教育環境の改善等によって達成された出版産業、書籍産業の興隆を背景に<sup>2)</sup>、みずからをひとつの自立した市民的職業領域として確立することに尽力していた。その活動は、一方では、職業文筆家を養成するための高等教育機関や文筆業を管轄する専門省庁の設立、国家試験によって裏付けられた職業資格制度の確立、さらには適正な法定報酬額の設置といった要請を打ち出すことにより、他の知的職業において達成されつつあった職業の国制化もしくは専門職化をめざす運動であった<sup>3)</sup>。また他方では、出版企業や書籍商、仲介事務所などによる詐欺や搾取の被害から文筆家たちを防ぎ、文筆家の経済的利益を保護することが、そして経済的に困窮した文筆家を救済するための扶助基金制度を確立することが声高に訴えられていた<sup>4)</sup>。あるいはまた、職業文筆家の活動領域を侵食していた非職業的文筆家(ディレクタント)や、剽窃や盗作など文筆家の肩書きにふさわしくない不名誉な行為におよんだ人物たちを「文筆家という名誉ある身分」から追放することによって、文筆家身分の社会的地位の向上をはかることも目論まれていた<sup>5)</sup>。

男性の職業文筆家を中心として進められたこの職業身分の確立を求める運動の方向性については、例えば、有力な職業文筆家の結集をめざして1878年にドイツ初の全国組織として設立された「全ドイツ文筆家連盟」(Allgemeiner Deutscher Schriftsteller-Verband: 以下A D S Vと略記)や「ドイツ文筆家会議」において<sup>6)</sup>、またそのA D S V設立と連動しつつ職業文筆家の意識改革をめざして1878年に創刊されたドイツ語圏初の文筆家の同業者年鑑『全ドイツ文学カレンダー』(»Allgemeiner Deutscher Literaturkalender«)によって<sup>7)</sup>、ある

いは文筆家やジャーナリストをめぐるさまざまな職業問題を提起し議論しあうための媒体として1885年に創刊された文筆業の業界紙『ドイツ文筆家新聞』（»Deutsche Schriftsteller-Zeitung«）によって、さらには文筆家の経済的利益の保護と救済を前面に押し出してADSVから分裂した新組織「ドイツ文筆家協会」（Deutscher Schriftsteller Verein：以下DSchVと略記）の結成において確認することができる<sup>9)</sup>。ドイツ語圏における最初の女性文筆家の職業団体VSiKは、こうした男性文筆家たちによる精力的な身分確立運動のさなかに結成された組織であった。また実際にVSiK創設の契機となったのは、男性文筆家たちによる組織的な活動がもたらした状況の変化であった。したがって、女性文筆家たちが最初の職業団体の創設を試みたさい、その活動の方向性は1880年代当時の男性文筆家たちが抱いていた文筆家の職業理念や身分確立運動の理念によって強い影響を受けることになった。

しかしながら、ドイツの女性文筆家たちには、男性の文筆家とは異なる独自の社会的問題も存在していた。それは女性文筆家の問題というよりも、むしろ女性文筆家の大多数を輩出した市民的中間層や上層身分に属する女性たちに特有の問題であった。そしてそれは、男性文筆家たちの多方面にわたる身分確立の活動以上に、女性の文筆家団体の性格形成にさいして深い次元において作用した問題であった。簡潔な言葉で表現するならば、その問題とは、近代ドイツにおいて中上流階級の女性たちが置かれていた社会的地位である。つまり、19世紀後半のドイツの女性とは、自身の財産を所有する権利を与えられず、男性にとって一般的であった多くの市民的職業への就業を禁じられ、またそうした職業に就くための高等教育を受けることさえも認められていない存在であった。中上流階級の女性たちは職業を通じた社会的活動の機会を奪われており、女性が社会的に自立した存在になることを容認しえないような社会規範や、女性が働くことを恥とみなす価値観を基盤とする社会の中で、経済力ある夫や父親などの男性によって庇護されるべき対象として生きていたのである<sup>9)</sup>。

このような19世紀後半ドイツの社会において、中上流階層の女性たちに求められたのは「内面の豊かさよりも外見」<sup>10)</sup>であり、みずから手を汚して働かなくとも豊かな生活を享受できることを誇示する存在、すなわち、夫や父親の社会的威信を外面的に誇示するシンボルである「無為の貴婦人」となる——あるいはそれを装う——ことであった<sup>11)</sup>。またこうした無為や有閑の状態は、社会的な慈善活動に積極的に参加する姿勢と表裏をなしていた。慈善や社会奉仕の活動は「市民層の女性にとって家庭外での身分に適した唯一の活動であり、公共心を意図的に示す良い機会であると同時に、体面誇示の場でもあった」<sup>12)</sup>からである。だがその一方で、こうした慈善活動の「より本質的な効果は、無為を宣告されている市民層や貴族の女性にとっての一種の精神的治療活動」<sup>13)</sup>という逆説的な点にあった。

ただし、無為や有閑が社会規範として女性の活動領域に制限を加えていたとはいえ、妻や娘たちが現実には有閑生活に浸ることができたのは、実際には一部の上層身分においてのみであった。経済的余裕のない中間層では、夫や父親のそれほど多くはない収入をやり繰りして「無為の貴婦人」として一家の外を保つため、妻や娘たちが家事労働を負担して使用人の数をできるだけ減らし、また家計を助けるため密かに裁縫などの内職にいそまねばならなかったのである。強要された有閑もそうであったが、それと同時に、こうした規範と実情との乖離した状態もまた女性たちにとって大きな精神的負担であった。

これに加えて問題であったのは、「無為の貴婦人」が全面的に男性の経済力に依存していた点である。父親や夫の傷病や死亡などによって、あるいは彼らの事業失敗や失業、失職などによって一家の収入基盤が崩壊すると、女性たちが被る悲劇はたんに「無為の貴婦人」の体面保持が不可能になることだけではすまなかった。庇護者である男性の経済力喪失は、「女性は働くものではない」とされ淑女として無為な生活を送ることを強いられて育った結果、就業の意志も機会も持つことができずに生活能力を欠いた女性たちにとって、まさに生きていくこと自体の否定にさえつながったからである<sup>19)</sup>。

女性文筆家の職業団体が結成されたのは、一部の市民層の女性たちのあいだで女性問題に対する関心が高まり、このように強制された「無為」な生活に抵抗して女性の教育制度と正規の就業権の確立、つまりは女性の社会的自立という要求を掲げた「女性解放運動」が起こってきた時代であった。それゆえ、女性文筆家の最初の組織であるV S i Kや、その後1896年にベルリンを中心として結成された「ドイツ女性文筆家同盟」(Deutscher Schriftstellerinnenbund)には、明らかにこうした解放運動がめざした方向の延長線上に位置づけうるいくつかの特徴が見られるのである。そしてそれらの特徴は、職業身分の確立をめざした同時代の男性文筆家たちの活動以上に、女性の組織の性格を形成する重要な要因となっているのである。しかしながら、実はこうしたことだけが女性文筆家団体の性格を構成する要素というわけではなかった。これら女性文筆家の組織は、本当のところ、ほとんどすべての女性文筆家を輩出した社会階層の規範である「無為の貴婦人」という存在様態を肯定するような特徴をもまた同時に兼ね備えていた。しかもそれは、市民階層から始まった女性解放運動と同様に、女性文筆家団体の本質的部分を構成する要素であった。

このように、近代ドイツの女性文筆家の職業団体とは、その時代の特徴として観察しうるようなさまざまな歴史的・社会的要因の交差する点上において成立をみた組織であった。本研究では、上述した中上流階層の女性をめぐる社会状況を背景としながら、また男性文筆家との相克や価値観のずれにも配慮しつつ、こうした女性文筆家団体の活動様態とその組織形成の意義について検討を加えていく。

## 2. 最初の組織「女性文筆家・女性芸術家協会V S i K」の結成

### 2-1 19世紀後半における女性文筆家の状況

19世紀後半のドイツにおける女性の社会進出は、1871年の帝国成立以後、社会の近代化とともに少しずつ進展していた。女性の教育環境も改善され始めていた。とはいえ、1880年代にいたるまで一般的に女性がギムナジウムに進学することはほとんどなく、また大学まで進学できた女性はさらに稀有な存在であった。そもそも19世紀には、ドイツ帝国の成立後でも、依然として女性がギムナジウムに入学することさえ禁止されている地域が存在した。これに加えて、女性がドイツ語圏内で正式に大学教育を受けるためには国境を越えたスイスの大学への留学しか方法がなかった<sup>15)</sup>。したがって、女性の教育は総じて女子中等学校や師範学校、もしくは個人的な家庭教師の形態に限定されていたのである。この時代に文筆家として活動した女性の場合も概して状況は同様であった。

ヴァルター・キリー（Walther Killy）編纂の『文学事典』<sup>16)</sup>には、1801～70年の間に生まれて1878年以降の時代にドイツ語圏で活動していた女性文筆家107人の経歴が記載されている。その女性文筆家107人のうち、学識者、すなわち大学教育を受けた、もしくは受ける資格を取得したと判断しうる人物は、わずか10人（約9%）でしかない。そして、その10人全員が1850年以後に生まれた女性であり、さらにそのうち8人は1860年以後に生まれている。男性文筆家の場合、同じ『文学事典』に記載された同年代の512人のうち388人（約76%）が学識者であった（詳細については下記の表1、表2を参照）。こうした高等教育機関への進学率の男女差からもうかがえるように、当時の女性の社会進出度は、若干の上昇傾向を示しているとはいえ、一般的にきわめて低かった。

〔表1〕男性文筆家の学歴

生年	大学入学	その他	不明	合計
1801-24	101 (84.9%)	18 (15.1%)	0 (0.0%)	119 (100.0%)
1825-39	77 (80.2%)	17 (17.7%)	2 (2.1%)	96 (100.0%)
1840-54	59 (59.0%)	36 (36.0%)	5 (5.0%)	100 (100.0%)
1855-70	151 (76.7%)	38 (19.3%)	8 (4.1%)	197 (100.0%)
全体	388 (75.8%)	109 (21.3%)	15 (2.9%)	512 (100.0%)

〔表2〕女性文筆家の学歴

生年	大学入学	その他	不明	合計
1801-24	0 (0.0%)	6 (40.0%)	9 (60.0%)	15 (100.0%)
1825-39	0 (0.0%)	5 (31.3%)	11 (68.8%)	16 (100.0%)
1840-54	2 (6.9%)	10 (34.5%)	17 (58.6%)	29 (100.0%)
1855-70	8 (17.0%)	26 (55.3%)	13 (27.7%)	47 (100.0%)
全体	10 (9.4%)	47 (43.9%)	50 (46.7%)	107 (100.0%)

\* 学歴は大学教育資格の有無を基準として以下の3項目で区分した：

- 1) アビトゥア合格もしくは大学教育あり
- 2) その他の教育課程（家庭教師、教員学校、女子中等学校など）
- 3) 不明もしくは教育なし

このように女性に対して制限されていた教育環境は、一方では、男性がギムナジウムや総合大学において獲得できたような知的教養や論理性、合理的思考力を培う機会を女性に与えないままにすると同時に、他方では、男性とは理性的、省察的、能動的で自由な存在であり、逆に女性は非理性的、情動的、受動的であって、家庭という限定された圏域においてのみ活動する存在であるという18世紀後半以来の伝統的な男女の規範像を、19世紀後半においてさらに増強することにもつながった。創作文芸（ポエジー）との関連でいうならば、19世紀中盤には「ロマン主義以降、ポエジーとは理性が働かないところでものを言うものだ、という見解が広まった。そして社会的に……女性の本質的特性であるとされたのは、まさにその非理性、無分別という性質であった。……女性はポエジーを体現する存在と見なされた」<sup>17)</sup>のである。

しかも、女性は非理性的であり、よって生来的に詩的存在であるというこの社会通念は、女性がポエジー＝創作文芸を芸術として実践することに適しているという理解にはつながらなかった。むしろ逆に、存在それ自身がポエジーである女性には、自身の創作物を理性的な目で捉え直すことができず、したがって、創造の質を芸術の域にまで高めることはできないと見なされた。そして知的教養や合理性をもたない「女性の創作文芸は、ディレクタント的であり、楽しみで書いているのであり、せいぜい技巧を凝らしたりはしてみても、詩的省察がともなわれておらず、芸術（Kunst）とは無縁なものなのである」<sup>18)</sup>といった批判が行なわれ、その結果、「こうした批判に甘んずることを良しとしない女流作者たちを苦しめ」<sup>19)</sup>ることにつながった。つまり、女性文筆家が匿名ではなく女性であることを明らかにして自身の著作を出版しようとする、別の人間が出版契約の責任を引き受けたり、著作の内容を修正してあげようなどと「いらぬ善意の申し出」をされたり、原稿がぞんざいに扱われたりしたのである<sup>20)</sup>。

## 2-2 V S i Kの結成

このような状況の改善を要求する女性文筆家たちが、具体的な行動をともなって出現してきたのは、男性中心の組織A D S Vが職業身分に関する文筆家たちの見解相違に端を発した内紛により、分裂問題に直面していた1880年代中盤のことであった。1885年、創刊されたばかりのドイツの文筆家の業界紙『ドイツ文筆家新聞』第2号紙上に、女性文筆家のための専門の職業団体結成の必要性を訴える論説が掲載されたのである。筆者はウィーン在住の小説家イーダ・バーバー（Ida Barber）で、その主張の内容は次のようなものであった：

ドイツとオーストリアには、文章を書いて、そして——この点を考慮して欲しいのですが——それで得た収入によって生活している女性が約600人います。彼女たちは、男性の同僚と比べるとまったく不遇な状況に置かれています。彼女たちは、自分が

いかに信頼に足る有能な人間であるかを証明しても、またどれほど学問を修めたとしても、そしてその空想力の翼がいかに力強くはばたくとしても、確たる地位を得ることはほとんどないのです。……もし、しかるべき組織が存在したならば、ドイツの女性文筆家のために年金基金を創設することも困難ではないはずで、その年金で、彼女たちが働けなくなった場合に支援を行なったり、残された子供たちを養育したりするのです。……自力救済の方法が、不確かで不安な未来から我々を守ってくれます。一人きりでは自分の弱さを感じて気が萎えることが多くとも、高い目標に向かって努力している女性たち、才能ある気高い女性たちは、連帯の絆によって互いの理解を深めあえるでしょう。<sup>21)</sup>

すでに全国組織ADSVが存在していたにもかかわらず、新たに女性のための文筆家協会設立が別個に求められた背景には、既存の職業団体が女性文筆家の加入を拒んできたという経緯があった。例えば、講演会や朗読会、各種の社交行事の開催とそれにとりまざる募金活動によって潤沢な資金の備蓄に成功し、男性文筆家たちの交流促進や相互扶助に大いに成果を挙げているウィーンの地域協会「コンコーディア」(Konkordia, 1859年創設)は、その協会規約に女性文筆家の入会禁止を明記していた。そして、そもそも上述の訴えのきっかけとなったのは、ウィーンの女性文筆家たちに対して門戸を閉ざしていたこの「コンコーディア」に対する不満であった。上述の訴えのあとに続くのは：

ウィーン在住の数人の女性文筆家から、非常に恵み豊かであるように見えるコンコーディアを手本として、ドイツの女性文筆家のための協会を創設しようという計画が提案されています。<sup>22)</sup>

という報告である。「恵み豊かであるように見える」という形容句は、「コンコーディア」の内部に足を踏み入れることを許されなかった女性文筆家の精一杯の皮肉であった。

ウィーンで提案されたこの計画はすぐさま実行に移され、1885年7月には『ドイツ文筆家新聞』第13号紙上で新協会設立の報告が行なわれた<sup>23)</sup>。すでに本稿冒頭で述べたように、このとき創設された組織の名称は「女性文筆家・女性芸術家協会」(Verein der Schriftstellerinnen und Künstlerinnen)とされ、本部はウィーンに設置された。V S i Kはドイツ語圏における史上初の女性文筆家の職業組織であり、しかも「ウィーン・コンコーディア」のような都市を基盤とする地域協会ではなく、ドイツ・オーストリア全領域を対象とする組織であった。またV S i Kは中上流階層の女性が結成した史上初の全国的な職業団体でもあった。このV S i Kの創設は他の文筆家団体にも影響を与えた。例えば、V S i K結成の数ヶ月後に文筆家の経済的利益を代表することを目的として創設された新組織D S c h Vは、このV S i K創設の報告を受けて、協会規約に女性文筆家も会員になれることを明記した。少なくとも外的には女性を受け入れる姿勢を示したのである<sup>24)</sup>。

### 2-3 V S i Kの活動目標と特徴

1885年発行の『ドイツ文学カレンダー』第8号（1886年度版）によると、同年公表されたV S i Kの活動目標は、協会規約 § 2 および § 3 において次のように設定されていた：

#### § 2. 協会の目的は：

- a) この身分の利益を保護し促進すること、
- b) 援助を必要とする会員に対して、また万一の場合には会員の遺児に対して、一時的に支援を行なうこと、
- c) 老齢、疾病あるいは他の理由により、生計を立てることがまったくできなくなったか、あるいは十分な収入を得ることができなくなった会員たちに対して、継続的に支援を行なうための年金基金を設立すること。

#### § 3. 協会の目標は以下の方法で達成する：

- a) 正会員の規約に則った業務遂行によって、
- b) 賛助会員の寄付によって、
- c) 協会がもつ資産の利子収入によって、
- d) 場合によっては寄贈、遺贈あるいはその他の資金流入によって。<sup>25)</sup>

V S i Kの目標設定には、他の文筆家の職業団体（A D S VやD S c h V、およびその後結成された諸組織）に見られる著作権法改正や不法な海賊出版撲滅、適正な報酬契約の締結、あるいは名誉ある職業身分の確立や非職業的文筆家の排除といった項目がない。その代わりに、援助が必要な会員に対する十分な支援の提供と、ある意味で女性文筆家相互の助け合いを容易にするための独特な方策が盛り込まれている。それがV S i Kに特有の「寄付を行なう賛助会員」という制度である。このような会員資格の非同質性は男性文筆家中心の職業団体には見られない要素である。

賛助会員制度の内容は、V S i Kの会員資格を規定した § 4 において、正会員、名誉会員とともに次のように規定された：

#### § 4. 協会の会員は：

- a) 協会のすべての権利と義務に関与する正会員、
- b) 年会費の支払いによって協会の人道的目標の促進を支援するが、扶助を要求することはない賛助会員、
- c) 学問、芸術、文学の領域で優れた業績をあげた人物、あるいは協会を支援するために重要な活動をなした人物が任命される名誉会員。……

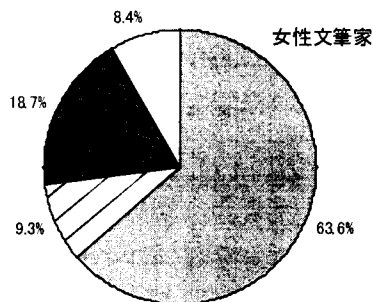
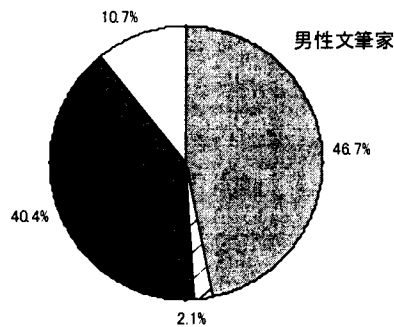
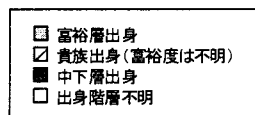
#### § 5. 文筆家あるいはジャーナリストとしての業績を証明できる女性は、誰でも正会員として協会に加入できる。また音楽家、画家、彫刻家として職業を営む女性も同様である。<sup>26)</sup>

§ 4-b) において示された、年会費を納入するだけで見返りや対価を要求しない賛助会員に該当すると考えられるのは、次の二種類の女性文筆家である。すなわち、第一は、

文筆業で成功して十分な資産をなしたと思われるきわめて少数の女性文筆家、第二は、裕福な市民や貴族の家柄の人々、つまり文筆業からの収入でみずから生計を立てたり家計を助けたりする必要のない女性文筆家である。

上記 V S i K の規定からその存在をうかがい知ることができる、後者の富裕階層に属する女性文筆家の特徴、それは、先に述べた上層身分の「無為の貴婦人」の特徴のひとつと容易に結びつくものである。換言すると、ここにおいて「協会的人道的目標の促進を支援する賛助会員」として規定されているのは、「無為の貴婦人」の慈善活動や社会奉仕活動に積極的に参加するという側面である。当人の意志はどうか、社会規範の上ではそもそも職業や労働と無縁の領域でしか文筆家として活動できなかった「無為の貴婦人」にとって、V S i K を運営する目的で、あるいは困窮状態にある職業的な女性文筆家を救済する目的で見返りを要求せずに寄付を行なうことは、まさに「公共心を意図的に示す良い機会であると同時に、体面誇示の場でもあった」のである。

こうした富裕階層の女性文筆家は、1880年代当時、現実にはどの程度の割合で存在していたのであろうか。ヴァルター・キリーの『文学事典』には、1801～70年の間に生まれて1878年以降の時代にドイツ語圏で文筆活動をしていた女性文筆家107人の簡単な経歴が記載されている。参考までに確認すると、これら107人の女性文筆家のうち、専門職・経営者・行政官・上級将校・土地貴族・地主など富裕階層の家庭に暮らしたと思われる人物は、全体で68人（63.6%）であった。この他に、夫や父親の官職もしくは領地などの収入源については不明であるものの、身分の上では貴族階級に属していた人物が10人いる。ちなみに男性文筆家の場合、同年代の総数512人のうち、上記の範疇に該当する裕福な家柄の人物は239人（46.7%）と半数以下であった（それぞれの詳細については下記の表3、表4を参照）。



文筆家の出身階層(上:男性、下:女性)  
(ヴァルター・キリー『文学事典』より)

こうした出身階層の比率の男女差に加えて、社会的に「無為の貴婦人」であることを求められていた中上流階級の女性たちには、現実の状況として、男性のようにみずから職業に就いて生計を立てる必然性のない場合が多かった。したがって、全体的傾向として、女性文筆家の方が文筆業からの収入に依存する割合が低かったことは明らかである。しかしながらこうした数値上の傾向は、裏を返せば職業を通じた女性の社会参加が進んでいなかった証拠であるともいえる。そしてV S i Kは、そのような制限の多い社会状況の中にあつて、文筆活動を職業として実践することで社会的に自立した存在になろうと試みていた女性文筆家たち、何らかの理由で家計を支えるため文筆業によって稼がねばならなかった女性たちを経済的に支援する組織でもあつた。

[表3] 男性文筆家の出身社会層

生年	労働者	自営農	中間層	知的職	経営者	上級官	地主等	他貴族	不明	合計
1801-24	0 0.0%	3 2.5%	39 32.8%	37 31.1%	6 5.0%	11 9.2%	10 8.4%	2 1.7%	11 9.2%	119 100%
1825-39	0 0.0%	5 5.2%	29 30.2%	27 28.1%	7 7.3%	10 10.4%	9 9.4%	0 0.0%	9 9.4%	96 100%
1840-54	5 5.0%	8 8.0%	32 32.0%	18 18.0%	9 9.0%	8 8.0%	10 10.0%	1 1.0%	10 10.0%	100 100%
1855-70	4 2.0%	9 4.6%	73 37.1%	40 20.3%	18 9.1%	6 3.1%	13 6.6%	8 4.1%	26 13.2%	197 100%
全体	9 1.8%	25 4.9%	173 33.8%	122 23.8%	40 7.8%	35 6.8%	42 8.2%	11 2.2%	55 10.7%	512 100%

[表4] 女性文筆家の出身社会層

生年	労働者	自営農	中間層	知的職	経営者	上級官	地主等	他貴族	不明	合計
1801-24	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	3 20.0%	2 13.3%	3 20.0%	3 20.0%	2 13.3%	2 13.3%	15 100%
1825-39	0 0.0%	0 0.0%	1 6.3%	7 43.8%	4 25.0%	1 6.3%	2 12.5%	1 6.3%	0 0.0%	16 100%
1840-54	0 0.0%	1 3.5%	5 17.2%	9 31.0%	3 10.3%	4 13.8%	4 13.8%	2 6.9%	1 3.5%	29 100%
1855-70	0 0.0%	2 4.3%	11 23.4%	8 17.0%	5 10.6%	4 8.5%	6 12.8%	5 10.6%	6 12.8%	47 100%
全体	0 0.0%	3 2.8%	17 15.9%	27 25.2%	14 13.1%	12 11.2%	15 14.0%	10 9.4%	9 8.4%	107 100%

\* 各欄の上段は該当人数を、下段はその年代の総人数に対する比率をあらわす。

出身階層は、親または後見人の職業を基準として、以下の8項目で区分した：

- 1) [労働者] 労働者、小作農
- 2) [自営農] 自営農業
- 3) [中間層] 職人、商人、会社員、中下級官吏など
- 4) [知的職] 医師、法曹、技師、聖職者、音楽家、文筆家、上級教員など
- 5) [経営者] 企業・工場・銀行などの経営者、管理職
- 6) [上級官] 上級官吏、行政官、顧問官、代議員など
- 7) [地主等] 地主、将校、収入源が明らかな貴族
- 8) [他貴族] 収入源が不明な貴族

## 2-4 男性文筆家との相克

他方で、V S i Kの賛助会員となった裕福な女性の多くが文筆業での報酬を気にかける必要のない非職業的文筆家であったことは、文筆業と文筆家の職業団体を考える上でも重要な問題である。男性文筆家を中心としていた職業団体では、職業文筆家の経済的利益の保護促進が常に主要な活動目標として掲げられていた。文筆家たちは不法な出版行為による被害を防ぐため、経済的利益を守るため、よりよい報酬契約を結ぶため、相互に助け合うために組織に加入したのである。非職業的文筆家はそこではまさに排斥されるべき存在であった。ところがV S i Kでは、協会規約から明らかなように、経済的な見返りや扶助を期待しない賛助会員の一方的な寄付によって、正会員である女性文筆家の利益が保護促進されると規定された。男性文筆家が職業という統一基盤の上にならざるに組織活動を展開したのとは異なり、V S i Kは、いわば経済的に安定した富裕階層の非職業的文筆家からの資金援助を基盤にして、職業文筆家として活動する女性を支援する組織であった。そして皮肉なことに、男性文筆家の組織活動が度重なる挫折によって難航していたあいだ、この女性同士の支援体制は実にうまく機能したのである。

V S i K結成時の1885年には、組織構成は寄贈者10人、賛助会員30人、正会員160人で資産総額は1,656フローリンであったが、1891年には寄贈者23人、名誉会員2人、賛助会員161人、正会員68人で資産総額も14,267フローリンになった。こうして蓄積された資産は年金基金として活用され、1897年には寄贈者34人、名誉会員2人、賛助会員217人、正会員75人で資産4,017フローリン、年金基金37,068フローリンになっている。さらに1901年には寄贈者41人、名誉会員2人、賛助会員243人、正会員96人、外国会員81人で、資産は5,853フローリン、そして年金基金は42,130フローリンに達していた<sup>27)</sup>。また、この協会構成員の大部を非職業的文筆家が占めていたことは、協会設立当初を除いてパトロン役割を果たす賛助会員や寄贈者の数が常に正会員数よりも多かった（およそ3倍）、という事実から確認できる（一覧は下記の表5を参照）。

[表5] 女性文筆家・女性芸術家協会（V S i K）の会員数と資産の推移

年	寄贈者	名誉会員	賛助会員	正会員	外国会員	資産総額	年金基金
1885年	10人	-----	30人	160人	-----	1656 Fl.	-----
1891年	23人	2人	161人	68人	-----	14267 Fl.	-----
1897年	34人	2人	217人	75人	-----	4017 Fl.	37068 Fl.
1901年	41人	2人	243人	96人	81人	5853 Fl.	42130 Fl.

女性に職業文筆家が少ないという事実、文筆家連盟や文筆家協会などの職業団体に加入する資格を有さない文筆家が多いという傾向は、1885年にA D S Vから分裂したD S c h Vが創設された段階で、すでに何人かの男性文筆家によって指摘されていた。例えば『ドイツ文筆家新聞』第15号には、才能や業績の有無にかかわらず女性文筆家は「ディレッタ

ント」であるからDSchVへの加入はなるべく認めぬ方がよい、という次のような論説が掲載された：

私は、女性に対してはもちろん非常に礼儀正しい人間であるし、また何人かのドイツの女性文筆家の卓越した才能に対しては、感激して崇拝している人間でもある——しかしながら、女性文筆家のほとんどは、私が感激してしまうほどに創造的な人間であるにもかかわらず、ともかく「女流ディレタント」である。私は、発言権をもつ会員が正式に提案した場合にのみ、ご婦人がたの協会への加入を認めるべきだと要請したい。つまり、一定の期限内に別の会員から根拠ある異議申し立てがなされない場合のみ、ご婦人がたの協会への加入を認めるべきだと考えるのだ。これでディレタントやそれに類するものはほとんど協会に侵入できなくなるだろうし、それは文筆家個人にとっても名誉なことであり、また協会全体の名声もずっと高まるはずである。これにより、協会全体の会員数はさほど急激に増えないだろうが、しかしその分、我々は質のよいものになれるだろう。<sup>289</sup>

この当時、『ドイツ文筆家新聞』紙上では、職業文筆家の仇敵である「ディレタント」の正確な定義づけに対して100マルクの懸賞金が懸けられていた。そしていくつかの論説が送られてきた結果、書いた文章が下手でも上手でも、内容がいかなるものであっても、それに対して報酬を得ることが責任をともなった専門職、プロフェッションとしての文筆家の在り方であって、報酬を求めないあるいは報酬に値しないものを書くのが無責任なディレタントである、という方向で、すでにおおよその総意がえられていた<sup>290</sup>。こうした状況を背景とするならば、「女性文筆家は総じてディレタントである」とする上記の論説の主眼は、まさに女性文筆家の非職業性を指摘することにあつた。だが、逆説的な見方をするならば、そもそもこの女流ディレタントとは、文筆活動が経済性を帯びた活動へと発展したのちにもまだ、中上流階級の女性は男性のように高等教育——文筆業にもある程度の教育が前提として必要とされる——を受けたり市民的職業に就いたりはしないものだ、という社会規範が存在していたことによって創出された否定的地位であつた。いうなれば、社会的領域での活動を占有した男性たちの手によって、文筆活動に従事する女性に対してなかば強制的に押し付けられた地位であつた。

一方、上記のような女性文筆家に関する見解表明を受けて、当時の著名な若手女性文筆家のひとりイーダ・ボーイ＝エド (Ida Boy=Ed) は次のような反論を展開した。それは、もちろん文筆家連盟への加入を希望した女性文筆家たちの擁護を試みた内容ではあつた。しかしまた同時に、この女性文筆家の代表的人物が職業身分の問題や経済的問題にあまり縁のない存在であつたことを証明するものでもあつた。すなわち、上記の意見表明では多少の皮肉を込められた「女流ディレタント」という表現によって、女性は一般に職業文筆家でないことが多いという事実が指摘されたが、反論者であるボーイ＝エドは、結局この言葉を文筆家や芸術家としての才能の有無に関連させることしかできなかったのである：

芸術（Kunst）という言葉は、周知のように、する能力がある（können）に由来しています。もし我々の中の誰かが相当のことをなしえらば、どうしてその者から芸術家の地位を剥奪したりするのでしょうか。その者の芸術家連盟への参加を拒むことによって、まさにこのような事態が生じているのです。……古い連盟であれ新しい連盟であれ、加入を提案されている女性たちを全員厳しく検査することに関しては、我々以上にそれを喜ばしく思い、またそれで利益を得る者は、ほかにはおりません。……連盟に受け入れられること、これは男性たちにとっても女性たちにとっても、名誉を得るための目標でなければならないはずです。<sup>30)</sup>

1880年代当時の女性文筆家の多くにとって、また彼女たちの見解によると男性の文筆家にとっても、文筆家連盟（当時のADSVおよびDSchV）の会員とは「名誉」の肩書きであった。イーダ・ボイエドに代表される女性文筆家たちにとって、こうした文筆家連盟という組織は職業上の問題、法律的・経済的問題を共同で処理する職業団体ではなく、能力と名誉を有する人間の集団であった。

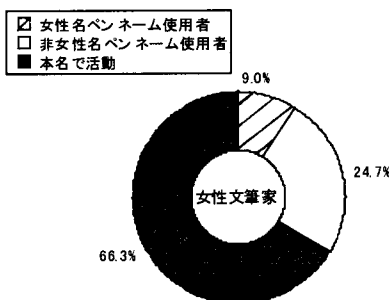
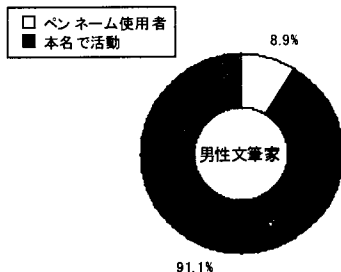
女性文筆家たちは、裕福でない同業者が引退や事故、疾病等で文筆活動から離れたときに必要となる年金や扶助基金の方面では、男性文筆家にはほとんど見られない奉仕の姿勢や慈善活動の精神を発揮することによって、VSiKのように有効な制度をもつ組織を作り上げることができた。この組織の存在によって、女性文筆家という枠内に限ってはあがるが、同業者が貧窮状態に陥る危険を回避する道を拓くことができた。そして女性文筆家たちは、こうした組織を結成するという活動により、あるいは組織の存在を広告し周知させることにより、ADSVやDSchVへの加入に際して大きな制約を受けながらも、最終的には女性文筆家の存在自体を世に示すという点で一定の成功を収めた。

しかしながら、文筆業の法律的・経済的条件の改善、すなわち職業文筆家それ自体の地位向上という点では、すでに見たように、女性文筆家は全体として男性文筆家ほど高い危機意識を有していなかった。このため、女性文筆家が作り上げたVSiKは、男性も含めた職業文筆家全体の社会的地位の改善については、何ら資するところがなかったのである。あるいは、「無為」や「有閑」を強いられ、女性の就労を恥と見なす社会規範のもとに生きて多くの女性たちにとって、そうした職業問題の存在を明確に意識できる機会をもつこと自体がそもそも稀少な出来事であったともいえる。したがって、当時の女性文筆家にとって第一に追求すべき課題とされたのは、社会全体における職業文筆家の地位向上ではなく、より限定された領域における問題、すなわち文筆業界内部での女性文筆家の地位向上であった。例えば、先に引用したVSiKの設立声明においては、文筆業の世界で女性文筆家が置かれた嘆かわしい立場が次のように訴えられていた：

少なからぬ数の女性たちが、状況をしっかりわきまえたうえで、別の名前で世に出ています。もっともよく読まれもっとも好まれている何人かの女性文筆家たちでさ

え、男性名のペンネームを用いることでこの世界に登場することができたのです。<sup>31)</sup>

『ドイツ文学カレンダー』の1886年度版(1885年発行)に収録された文筆家の名簿によって、この声明が発表された当時、実際に「別の名前で世に出て」いた女性文筆家たちがどれほどの割合で存在していたかを確認することができる。これによると、記載総数8,123人のうち女性文筆家は778人、この中で「別の名前」を用いたことがある女性は全部で262人であった。またその中でも、男性名のペンネームあるいは一見して女性であると思わせないペンネーム(省略形など)を用いた人物は192人であった。したがって、全体で33.7%の女性たちが本名を隠し、さらにそのうちの73.3%(女性総数比24.7%)が女性であることをも隠して文筆活動に従事していたのである。上記の



ペンネーム使用者の占める割合(上:男性、下:女性)  
(『ドイツ文学カレンダー』1886年度版より)

設立声明を発表した当のイーダ・バーバー——彼女はその後V S i K評議委員に就任している——でさえ、やはりイヴァン・バラノフ (Iwan Baranow) というロシア人の男性名を用いていた。他方の男性文筆家の場合、人名録に記載された総数7,345人のうちペンネームを用いた人物は651人、わずかに8.9%であった<sup>32)</sup>。

19世紀終盤のドイツやオーストリアの女性文筆家たちは、こうした不条理を強いる状況や社会通念の改善に精力を注いだ。代表組織V S i Kの結成は、女性文筆家の存在を世に示し、その社会的自立を支援するための方策のひとつであった。このため出版社や仲介事務所との契約問題、著作権法の改正、あるいは違法な複製の禁止といった要件は、とりあえずV S i Kの関知するところではなかった。またこれら職業活動上の基本的要件は、当時はD S c h Vなどの組織において積極的に追求されたが、女性文筆家にはこれに参与する余地もなかったのである。こうした状況は、のちに20世紀に入ってから活動を展開した諸組織、例えば「全文筆家協会」(Allgemeiner Schriftsteller-Verein、以下A S Vと略記、1900年創設)、あるいは「ドイツ文筆家保護連盟」(Schutzverband Deutscher Schriftsteller、1911年創設)などの新しい全国組織において改善された。女性文筆家を取り込んだこれらの組織では、上述したような職業に関わる要件が男女の区別なく総合的に追求されるようになったのである。

besnachrichten bringt. Jahres-Abon. 4 M. (Geschäftsstelle: Weisenburgerstr. 30 II).  
**Deutsch-Oesterreichische Schriftst.-Genossensch.** (1896.) T: Wahrung und Förderung der geistl. und mat. Standesinteressen seiner Mitgl. durch Stellungnahme in Standesfragen, Eingaben nicht polit. Art an d. gesetzgeb. Körperschaft., Herausg. von Druckschriften, Veranstaltung lit. Vortragsabende, Theater-Auffgn. Unterstützung notleidender Mitgl., Sorge um deren Hinterbliebenen. Zur Erreichung dieser Zwecke bestehen 2 Sekt.: Die Unterstützungs-Sektion und die Versicherungs-Sektion. Mitgliebs-Kategorien: a) wirtl. Mitglieder (jeder ehrenhafte dtische Schriftst. bezw. Schriftstellerin, Kr. 2. — Einschreibgeb., Kr. 4. — Jahresbeitr.). b) beitragende Mitgl. (jede phyf. oder jur. Person, Kr. 2. — Einschreibgeb., Kr. 4. — Jahresbeitr.) c) gründende M. (einmal. Spende v. mind. Kr. 200. —), d) Ehren-Mitgl. S: Wien I, Reichsrathstr. (Nest. Rosenberg), V: Müller-Guttenbrunn, Präf., Jul. Pagelt u. Dr. Rich. v. Kralitz, Vicepräf. Ausfch.: Hans Grassberger, Franz Wolff, Schriftst.: Dr. Anton Besselstg. Wilhelm Schriever, Stellv. Schriftst.: J. C. Poestlin, Dr. J. Stofka, Julius Schuldes, Zahlmeister, Peter Philipp, Stellv. Zahlmeister, Dr. F. Schnürer, Theodor Laube, Paul Wager und A. Roncourt.

**Verein der Schriftstellerinnen und Künstlerinnen in Wien** (1885). T: Pensionsverein. S: Wien III, Untere Augartenstr., 5. V: Fr. Mina Hoegel, Präf.; Vicepräf.: Fr. Emil Marriot, Fr. Olga Wifinger-Florian; Schriftst.: Fr. Hermine Frankenstein; Schatzmeisterin: Fr. L. A. Weizlerl. Finanz: 4017 fl. Vermögn., 37 068 fl. Pensionsfond. M: 84 Stifter, 76 ordentl. Mitgl., 217 beitr. Mitgl., 2 Ehren-M. Gen.-Vers. bewilligte die Normen f. Aufnahme der ordentl. Mitgl., Geschäftsordnung f. Pensionsfond, Aufnahme von auswärtigen Mitgl., Künstlerinnen und Schriftstellerinnen. Statuten VII. 34 ff.

**Verein Thüringer Presse** (1800). T: Förderung der Berufsinteressen des Journalistenstands; Unterstützung Hilfsbedürftiger. S: Eisenach 1. V: Neb. Belz, Eisenach, 2. V: Neb. Rosenthal, Jena. Schriftst.: Gleichrobt, Jena. Kassier: Neb. Kühner, Eisenach. Schiedsgericht: V: d. d. Jährl. Beitrag 6 M. M: 25. „Mitteilungen des Vereins Thüringer Presse.“ Vereinsvermögen 700 M. Letzte Generalvers. 1897 in Weimar.

**Verein d. Schweiz. Presse** (1884). T: Wahrnehmung u. Vertretg d. gemeins. Interessen d. sch. Journalistik, Unterstützung im Falle dauernder Erwerbsunfähigkeit. V: Jakob Bärliin, Neb. d. „N. Züricher Btg.“ Zürich. M: 160. Statuten VII. 22 ff. ( )

**Deutsche Genossenschaft dramatisch.**

**Autoren und Komponisten** (1871). T: a) Vertretg der Rechte ihrer Mitglieder in Betr. der öffentl. Aufführg ihrer Werke durch möglichst vollst. Kontrolle aller öffentl. Aufführgen; b) Geltendmachung und Verfolg der aus unbefugten Aufführgen entspringenen Ansprüche, entsprechende Strafanträge u. c) Vertreibung solcher Aufführgen und auf Verträge sich beziehen, deren Abschluß durch d. G. erfolgt. Erleichterung u. Sicherung des Geschäftsverkehrs durch die Genossenschaftsagentur, Einwirkg auf Theatergesetzgebung. c. S: Leipzig, Nürnbergergstr. 47. I. V: Vorf.: Prof. Dr. A. Heinicke; Schatzmstr.: Edwin Boumann; Schriftst.: Carl Birth-Repters, smtl. Leipzig; C. W. Schert, Berlin, Dr. Jul. v. Werther, Geh. Hofr. München, u. Dr. F. Hirsch, Berlin. Geschäftsführ. Dir. Dr. W. Hengen, Leipzig; Synbulus G. Broda, ebda. Generalbevollm. f. d. Oesterreich-Ungarn: Dr. Girich, Wien; f. England: H. G. Wittmann, London. M: ca. 500. Verein 30 r g a n „Neue Zeit“. Finanzverh.: Vom 1/4 95 bis 1/4 96. Umsatz 68 960 M. 92 Pf., Ein. 10 671 M. 99 Pf. Vermögensbestand 8 113 M. 85 Pf. Die Gesamtzahl d. i. Debit der G. befindlichen Werte beläuft sich auf c. 4000 Rrn. Die 25. Generalvers. fand am 20/10 1896 in Leipzig statt. Statuten VI 66 f.

**Gesellsch. d. Autoren, Komponist. u. Musikverleger in Wien**. (1897.) T: Förderung der berufl. Interessen f. Mitglieder. S: Wien. V: Prof. Jos. Weinberger, Verleger; Schriftst. Victor Leon; Schatzmstr. Bng. Kratochwill. (\*)

**Kechter v. Geist**. (1779 95.) T: Unterstützung u. Fürsorge für bedürftige Hinterlassene, bes. unruhiger Kinder von Künstlern, Schriftst., Journalisten u. Gelehrten. Gründg e. eignen Heims. S: Leipzig, Lindenstr. 1012, N. Försters Verlag; Prof. Dr. Büttner Pfänner zu Thal auf Burg Hohne a. Rh., Vorf.; A. Förster, Verlagsbuchh., Leipzig, Stellv. V.; Paul Grotowsky, Leipzig, Reichsbnk, Schatzmstr. (M: 160.) Organ: F. v. G., zwanglos. Beitrag 2 M. jährl. muß je bis 1. Dez. an den Schatzmeister möglichst durch die Sammelstellen in größeren Posten abgeführt werden. Jeder, der mindestens 20 and. Kechter angeworben, wird Hauptmann, wer den Betrag von 100 Kechtern oder 5 Hauptleuten abführt, Kommandeur. Kommandeure, Hauptleute u. Kechter organisieren sich in den einzelnen Städten und Provinzen zu Gruppen. Die Bildung der einz. Fahnen (mindest. 5 Hauptleute) ist mit Nennung des Kommandeurs Herrn Adolf Foerster anzuzeigen u. wird ins Kapitelsbuch eingetragen. Ebenso ist die Wahl jedes Kapitelherrn, der mindestens

『女性文筆家・女性芸術家協会 VS i K』の年次報告 (左欄 2 段目)

『ドイツ文学カレンダー』には、文学関係の各種団体から送られてきた年次報告を掲載する欄が設けられていた。(『ドイツ文学カレンダー』1898年度版、17~18頁より)

## Deutscher Schriftstellerinnenbund.

(gegründet zu Berlin 10. April 1897.)

Sitzungsort: Leipzigerstraße 136 (Königsgarten).

Sitzungen 14tägig, Donnerstags 5—8 Uhr.

Der Bund hat seit dem 1. Juni 1897 eine Unterstützungskasse für seine Mitglieder gegründet. Das Organ des Deutschen Schriftstellerinnenbundes

erscheint vom 1. März ab in anderer Form.

Jahresabonnement 4 Mark. — Redaktionen und Verleger können zu annehmbaren Bedingungen Artikel zum Abdruck aus dieser Zeitung erwerben. (Stizzen, Humoresken, Kritiken, Essays, Novellen, Gebichte.)

Man abonniert bei der Geschäftsstelle: Weissenburgerstraße 30 II, Berlin.

## Hugo Wilisch

### Buch- und Steindruckerei

Chemnitz

empfiehlt sich den Herren Verlegern und Autoren zur

### *Herstellung von Werken*

(auch in den neueren fremden Sprachen und  
Lehrbücher aller Art).

### Broschüren, Zeitschriften, Illustrationsdruck

in guter Ausführung bei mässigen Preisen.

Lieferung franco Leipzig.

Die Buchdruckerei von

*Max Schmiersow* vormals *Zahn & Baendel*

in Kirchhain N.-L.

empfiehlt sich zur raschen und billigen Herstellung von Drucksachen aller Art und liefert als Specialität den Druck fremdsprachlicher Werke. Zahlreiche Anerkennungen von bedeutenden Verlagsfirmen und Autoren. Preiskalkulationen sowie Proben umgehend und franco.

「ドイツ女性文筆家同盟DSiB」の広告（最上段）

こうした宣伝は、組織の存在と同時に女性文筆家の存在自体を社会的に認知させることに役立った。

「1897年4月10日創設」とあるが、これは政府に正式な認可を受けた日付。結成自体は1896年である。

（『ドイツ文学カレンダー』1898年度版、1663頁より）

### 3. 「ドイツ女性文筆家同盟」(D S i B)

女性文筆家による男女間格差是正への取り組みを背景として、1896年にはもうひとつの女性文筆家団体が創設された。新しい組織の名称は「ドイツ女性文筆家同盟」(Deutscher Schriftstellerinnenbund : 以下D S i Bと略記)とされ、本部はベルリンに設置された。1897年発行の『ドイツ文学カレンダー』第20号(1898年度版)によると、創設当初のD S i Bの活動目標は次のように設定されていた :

- 1) ドイツの女性たちの芸術および学問の領域へのいっそう活発な参加を促すこと。
- 2) 青少年向け文学に関連して、ドイツの創作文芸を向上させ促進すること。
- 3) 来たるべきジャーナリスト・文筆家会議の場において、会員の文学上の利害関心を代表すること。
- 4) ドイツの女性文筆家であれば、誰でも会員になることができる。<sup>33)</sup>

V S i Kと同様に、D S i Bも1897年から会員を扶助するための共済金庫制度を開始した。しかし、D S i Bの基本的な活動方針は、扶助制度を重視したV S i Kとは、特に以下の四点においてまったく異なる。第一に、D S i Bは造形芸術家や音楽家には会員資格を認めなかった。また賛助会員のような慈善活動に類した制度は設けられなかった。第二に、女性文筆家のための扶助制度充実よりも、「ドイツの女性」全体の文化意識向上に重点が置かれた。目標(1)に掲げられた「ドイツの女性たちの、芸術および学問の領域へのいっそう活発な参加を促すこと」が重要な関心事とされた。これによって、ドイツの女性たちの女性文筆家に対する関心が高まることが期待できたからである。

また第三に、女性文筆家の創作活動の支援が重視された。目標(2)で言及された青少年向け文学は、実際に男性よりも女性の文筆家の方が多く取り組んだ創作分野であった。そして第四に、これがもっとも特徴的な点であるが、D S i Bは組織として積極的に男女間の格差解消に取り組む姿勢を示した。目標(3)で参加表明された「来たるべきジャーナリスト・文筆家会議」とは、「全ドイツ・ジャーナリスト・文筆家会議」(Allgemeiner Deutscher Journalisten- und Schriftstellertag) および「ドイツ・ジャーナリスト・文筆家諸協会連盟」(Verband deutscher Journalisten- und Schriftstellervereine)の代表者会議をさしている(次頁の年表参照)<sup>34)</sup>。女性文筆家の代表としてこれらの会議に出席し、ウィーンの「コンコーディア」や各地のプレス協会、文筆家協会など男性中心の組織と同等の発言権を獲得することが目標とされたのである。換言すると、「ジャーナリスト・文筆家会議」での発言を通して、男性名での執筆を強いられてきた女性文筆家たちの存在を主張することが目標とされたのである。

[年表] ドイツ語圏で開催されたジャーナリストと文筆家の全国会議（開催年と開催地）

開催年	全ドイツ・ジャーナリスト・ 文筆家会議	ドイツ・ジャーナリスト・文筆家 諸協会連盟 代表者会議
1892年	ドレスデン	-----
1893年	ミュンヘン	-----
1894年	ハンブルク	-----
1895年	ハイデルベルク	ライプツィヒ
1896年	-----	フランクフルト
1897年	ライプツィヒ	-----
1898年	-----	ウィーン
1899年	チューリヒ	-----
1900年	マインツ	-----
1901年	-----	アイゼナハ
1902年	-----	ベルリン
1903年	-----	ミュンヘン
1904年	-----	グラーツ
1905年	-----	ダルムシュタット
1906年	-----	ハンブルク
1907年	-----	ドレスデン
1908年	-----	ヴォルムス
1909年	-----	ブレスラウ
1910年	-----	ヴュルツブルク

\*「全ドイツ・ジャーナリスト・文筆家会議」とは、ドイツ語圏の文筆家やジャーナリストが個人として集まる会議で、1892年から開始された。「ドイツ・ジャーナリスト・文筆家諸協会連盟代表者会議」とは、「ドイツ・ジャーナリスト・文筆家諸協会連盟」に属するドイツ語圏の各地域や都市の文筆家協会、ジャーナリスト協会の代表者たちが集まる会議で、1895年から開始された。これらは1896年から1900年までの間、一年ごとにほぼ交互に開催され、1901年から1910年までは「代表者会議」のみが継続して開催された。

こうして女性の文化意識向上と女性文筆家の地位向上を追求したDSiBは、1898年に組織の名称を「ドイツ女性文筆家自由連合」(Freie Vereinigung deutscher Schriftstellerinnen)へと変更した。そのさい、活動目標に「会員の活動や創作をドイツおよび諸外国の各都市で認めさせることに尽力する」という項目が追加された<sup>35)</sup>。この目標に沿った実際の活動内容は、公の場で夜の朗読会を開催して女性詩人に対する注目を集め、その才能を力の及ぶ限り支援すること、とされた。

1900年になると、この「ドイツ女性文筆家自由連合」は最初の組織名を継承した新DSiBと現組織の名称を引き継いだ新しい「ドイツ女性文筆家自由連合」の二つに分裂した。分裂を引き起こした直接の原因は明らかでないが、新「自由連合」と新DSiBのそれぞれ

れが掲げた目標を見ると、両者の母体となった旧組織内部における活動方針の変更がこれに関与していたと思われる。分裂後、新「自由連合」は各地での夜の朗読会開催などを継続し、社会的に女性文筆家の存在を示す役割を引き受けた。一方、旧組織の大部分を引き継いだ新D S i Bの方は、活動目標を新たに「共通の利益を促進すること、会員の個人的な交流関係を取り結ぶこと、会員の著作に関する情報を伝えること」と改正した<sup>36)</sup>。これにより、男女間格差の是正という当初の路線はまったく異なる方向へと修正された。換言すると、D S i Bは外部へ向けて女性文筆家の存在を訴える団体から、組織内部での情報交換や人的交流を重視する団体へと変化したのである。この間のD S i B（および新D S i B）の会員数は、1896年に101人、1897年に148人、1900年には分裂のため減少して104人、1901年には114人と推移している。

1900年における新D S i Bのこうした方針転換の背景には、次の二つの要因が関連すると思われる。まず第一に、20世紀への転換期には、出版産業と書籍市場のさらなる発展、女性の教育環境の改善とこれにともなう女性読者の急増、そしてV S i K以来の女性文筆家の精力的活動によって、明らかに女性文筆家の社会的認知度が高まった。このため女性の職業文筆家も増加し、文筆業界における男女間格差の解消が進行した。

第二に、1900年には、あらゆる文筆家を会員に迎え入れる方針を打ち出した新しい組織「全文筆家協会（A S V）」が成立した<sup>37)</sup>。活動の基軸として文筆業の経済的側面を重視し、出版社との契約問題や報酬額の改善に取り組むと宣言したA S Vであったが、実際には職業文筆家でなくとも加入できたし、文筆業における男女の違いはなおさら問題ではなかった。例えば、1911年に文筆業で十分な所得を得た文筆家であると認められたA S V会員の一覧がA S V機関誌『ペン』（*»Federk*）の誌上で発表された。ところがこれによると、当時1,400人以上いたA S V会員のうち該当者はわずかに176名であった<sup>38)</sup>。このような組織A S Vの成立によって、文筆業界内での男女間格差の是正や女性文筆家の地位向上を追求する必然性が失われた。女性文筆家が独自に組織的活動をせねばならなかった原因、すなわち、多くの女性文筆家にとって男性中心でありかつ職業文筆家を中心であるような全国組織への加入は困難である、という障害は、A S Vの出現によってその大部分が取り除かれたからである。

こうして女性文筆家の存在が認知され、全国的な文筆家連盟への加入条件も男性と同等になった状況下においては、もはや新D S i Bが組織をあげて女性文筆家の存在を主張する必要はなく、文筆業界内での女性の地位向上という目標を組織的に追求し続ける必要もなかった。新D S i Bの方針転換は、まさに女性文筆家をめぐるこうした社会状況の変化と連動したものであった。そして新D S i Bの成立以降、ドイツ語圏内で新たに女性文筆家のための専門の全国組織が結成されることはなかった。

#### 4. まとめ——各組織の特徴と女性文筆家の立場の変化

ここまで見てきたように、女性文筆家の二つの団体V S i KとD S i Bは、それぞれの組織が創設された時代の女性文筆家を取り巻く社会状況、とりわけ文筆業界内部における女性文筆家の立場を明確に反映した特徴を備えていた。ウィーンでV S i Kが創設された1885年から、1896年にベルリンでD S i Bが誕生するまでの約10年間、そしてD S i Bが「自由連合」を経て新しい目標を掲げる組織に転換したその後の約5年間に、女性文筆家をめぐる状況は激しく変化した。そうした変化は、女性文筆家たちの活動によって引き起こされたというよりも、むしろ男性文筆家を中心に構成された文筆業界全体の変動に起因するところが大きかったし、その結果、女性文筆家の立場を劇的に改善するものでもなかった。しかし、こうした全体的な変遷の過程で、女性文筆家が自分たちに可能な方法で組織を構成し、会員たちを支援したこと、また限られた機会を利用して女性文筆家の存在を社会的に主張しようと試みたことの意義は大きかった。

最初の組織V S i Kは、文筆業そのものがA D S VやD S c h Vを抛り所に市民的な知的職業としての自立を開始した時代に創設された。このときの女性文筆家は、「中上流階層の女性は職業活動に従事しない」という社会規範や「女性には知的職業の前提条件である高等教育を認めない」という社会制度のもとで、匿名あるいは男性名での活動を強いられていた。また、職業活動に従事していないという理由で男性文筆家を中心とする主要な組織への加入を拒まれた女性文筆家には、それらの組織が会員たちに提供を約束した各種の支援を受けることも許されなかった。したがってV S i Kは、組織の結成によって女性の文筆家、とりわけ職業文筆家の存在を示すこと、および、こうした職業文筆家に対して独自に経済的支援を行なうことを自らの使命としたのである。V S i Kで実施されたその支援は、相互扶助という形態ではなく、裕福な階層の非職業的文筆家の資金援助によって文筆業での不安定な収入に頼っていた正会員の生活を支えるという、一種の慈善活動の形態をとっていた。当時の女性文筆家の置かれた状況からして、これがおそらくもっとも有効でありかつ自然な方法でもあった。そして、このように独特な方式を採用した扶助機関であることが、他の組織には見られないV S i Kの最大の特徴であった。

もうひとつの組織D S i Bは、ドイツ語圏の各都市、各地域において文筆家の職業団体が相次いで結成され、またそれらの地域団体を統合する「全ドイツ・ジャーナリスト・文筆家会議」や「ドイツ・ジャーナリスト・文筆家諸協会連盟」が活動を開始した時期に創設された。D S i Bの主要な役割のひとつは、これらの全国組織に男性中心の地域団体と同等の資格をもって参加することであった。ただし、D S i Bは他の組織のように「地域の文筆家」を代表する存在としてではなく、ドイツの「女性文筆家」を代表する存在として全国組織に臨んだ。ここに初期のD S i Bの本質をなす特徴が示されている。すなわち、基本的に扶助機関としての役割を担ったV S i Kとは異なり、D S i Bは、女性同士が互

いの価値を認め合い団結することを通じて、女性文筆家を男性文筆家と同等の存在として社会的に認知させようと尽力する組織であった。また女性文筆家の地位向上というこのDSiBの精神は、女性全体の文化意識を向上させるという公共的方面においても発揮された。その活動は、DSiBが組織名を「自由連合」へと改称したさいに、ドイツ語圏の各都市における女性文筆家たちの朗読会の開催というかたちでさらに具体化された。そして、女性文筆家がこのように公共の場に直接登場するという活動形態は、女性であることを秘匿せねばならなかった状況からの脱却が急速に進み始めたことをも意味していた。

この「自由連合」から分離するかたちで新しいDSiBが誕生したのは、すべての文筆家に対して完全に開かれた全国組織ASVがドイツで活動を開始した時期であった。そして、ASVの登場により生じた状況の変化に対応して、新DSiBは女性文筆家同士の情報交換や人的交流の場を提供するという、それまででない新しい役割を担うこととなった。ここにいたって、女性文筆家団体は経済的支援や一致団結、あるいは外部へ向けた権利の主張に力を尽くす段階から、いわば相互応答の場を通して女性文筆家の質的向上をめざす段階へと踏み出したのである。

新DSiBが女性文筆家の代表機関からこうしたフォーラム的機能を備えた組織へと発展的变化を遂げることができたのは、1885年にVSiKが結成されてから以後の15年間で女性文筆家に対する社会的認知度が高まり、匿名性を強いてきた従来の状況が克服されたためであった。ASVのような開放的組織の出現自体も、実際にはこうした状況改善の過程の一環として位置付けられる出来事であった。ただし、全体としての女性文筆家の社会的地位は、この段階においてもまだ男性文筆家のそれと完全に同等ではなかった。基本的には、近代ドイツの社会における女性全体の立場の改善こそが女性文筆家の地位向上にとって不可欠な前提条件だったからである。そしてこの点に関していうならば、VSiKに始まる女性文筆家団体は何ら直接的な成果を挙げえなかった。とはいえ、もしここまでに見てきたような女性文筆家団体の存在がなかったならば、近代ドイツの文筆業界は20世紀に入って以後も女性文筆家に対して匿名性を強いる抑圧的な領域であり続けたかもしれないのである。

## 5. 結論

19世紀末に結成された女性文筆家の団体は、男性中心の文筆家連盟・協会による職業身分の確立をめざした活動、女性の社会的自立のための状況改善を求めた女性解放運動、そして中上流階層女性に対して慈善活動以外の社会性を容認しない社会規範、こうした社会的要因が交錯する中で誕生した組織である。このため、すでに見たように、女性文筆家の団体は男性中心の組織とは異なった活動目標を掲げ、異なった組織構成をもつことになっ

た。それは、一方では女性文筆家の自立を支えようと試みながら、他方では慈善活動や社会奉仕といった伝統的な女性の社会規範を満たし、また同時に男性文筆家と同等の地位獲得をめざす活動でもあった。これらの相矛盾する方向の追求が19世紀末の女性文筆家団体の本質をなす特徴であった。

しかしながら、こうした注目すべき特徴を備えた組織が誕生した背景には、他の職業分野とは異なる文筆業に特有の歴史的、社会的な条件が関与していたことも忘れてはならない。最初の女性文筆家団体V S i Kが結成された1880年代当時のドイツ・オーストリアにおいて、文筆活動は一個の職業領域であることをようやく認知され始めた段階にあった。文筆業に関連した法律の整備などはいまだ発展の途上にあり、その職業理念も漠然としたものであった。このため、男性の文筆家の中にさえ職業性・経済性をともなわない活動としてこれを実践する人々が多数存在したのである。加えて文筆業には、他の市民的職業のような大学教育や国家試験を前提とする職業資格が——一部の男性文筆家たちによって強く要請されていたにもかかわらず——必要とされなかった。こうしたことから、他の男性中心の市民的職業（医師、法曹、技師、官僚、上級学校教員、大学教員などの知的専門職）と比較した場合、文筆業は能力ある女性に対してきわめて解放された職業領域であったとさえいえるのである。女性文筆家が他の職業分野をめざした女性たちよりも早い段階で職業団体を結成できたのは、何よりもこうした文筆業の特殊性のゆえであった。そして、この特殊性もまた女性文筆家団体の本質的特徴をなす重要な要素のひとつであった。

## 注釈

- 1) 19世紀末から20世紀への転換期において「民間企業に勤務する女性事務員」という職業が出現する以前は、文筆業や造形芸術家・音楽家などの分野を除けば、ドイツ語圏の市民的中間層の女性たちにとって唯一開かれていた知的な職業は、国民学校、中間学校、女学校などの「下級教員職」であった。社会全体の教育環境の改善とともに、これらの初等・中等学校に勤務する女性教師の数はドイツ帝国成立以後急速に増加し、このため女性教師たちは最終的に全国的な職業団体「全ドイツ女性教員協会」(Allgemeiner Deutscher Lehrerinnenverein)の結成にいたった。しかし、それは「女性文筆家・女性芸術家協会V S i K」誕生の5年後にあたる1890年であった。マクレランド, チャールズ・E. 『近代ドイツの専門職—官吏・弁護士・医師・聖職者・教師・技術者—』晃洋書房, 1993年, 132頁参照。  
ただし、都市や各地域を基盤とする女性教員協会は、ドイツ帝国成立の数年前からすでにいくつか創設されている。例えば「ドレスデン教育学団体」(Pädagogischer Zirkel im Dresden)は1965年に創設され(実質的にはこれがドイツ語圏初の女性教員協会)、またベルリンでは「ドイツ女性教員・教育者協会」(Verein deutscher Lehrerinnen und Erzieherinnen)が1869年

に創設されている。後者はドイツ女性解放運動の中心的組織「全ドイツ女性協会」(Allgemeiner deutscher Frauenverein)の提案で結成された組織である。またドイツ帝国成立後も女性教員の地域組織は各地に相次いで創設され、こうした動きが1890年の「全ドイツ女性教員協会」結成にいたったのである。このような形成過程を経て出現した女性教員の広域的組織は、当然のことながら活動内容や組織構造という点でも、本稿で取り上げた女性文筆家の職業団体とはまったく異なっていた。初期の女性教員の職業団体については、Kerchner, Brigitte: *Berufe und Geschlecht. Frauenberufsverbände in Deutschland 1848-1908.* Vandenhoeck & Ruprecht, Göttingen 1992, S. 74-82 を参照。

- 2) 前原真吾『近代ドイツの文筆業——ドイツ帝国における文筆家の職業団体を中心に——』2001年度 北海道大学博士論文, 13-37頁参照。
- 3) 同書42-48, 110-117, 133-143頁参照。
- 4) 同書42-60, 165-181頁参照。
- 5) 同書175-178頁参照。
- 6) 同書42-46頁参照。
- 7) 同書110-117頁参照。
- 8) 同書46-48, 167-175頁参照。
- 9) このような市民階層や貴族の女性たちに関する社会規範とは対照的に、労働者階層の女性たちは子供時代からさまざまな仕事に就くことを余儀なくされた。学校教育や職業訓練を受けることもなく、現金収入を得ることを目的として低賃金で働く工場労働者となることが一般的であった。原田一美「十九世紀後半・二十世紀初頭の女たち」201-275頁参照(川越修 他編『近代を生きる女たち——19世紀ドイツ社会史を読む』未来社, 1990年所収)。また、19世紀中盤に勃興した女性解放運動に対するドイツ帝国時代の社会全体における反動的状況については、以下の書に詳しい: Planert, Ute: *Antifeminismus im Kaiserreich.* Vandenhoeck & Ruprecht, Göttingen 1996
- 10) 原田, 179頁。
- 11) 田村雲供『近代ドイツ女性史——市民社会・女性・ナショナリズム』阿吽社, 1998年, 8頁。
- 12) 同書53頁。
- 13) 同書53頁。
- 14) こうした危機に直面した一家の例として、破産したウィーンの商人が三人の娘たち(26歳と24歳と14歳)と一緒に服毒自殺を図った事件が挙げられる。結婚によって夫の庇護のもとに移るまでは、商人である父親だけが、三人の娘たちが生きていく唯一の基盤であった。したがって父親が死んでしまうと、働いて稼ぐ能力を持たない娘たちには死ぬ以外にできることが何もなかったのである。原田一美「十九世紀後半・二十世紀初頭の女たち」188-189頁参照。また市民階級の女性が抱えた諸問題については以下の書に詳しい: Frevert, Ute:

Frauen-Geschichte. Zwischen bürgerlicher Verbesserung und neuer Weiblichkeit. Neue Historische Bibliothek. Suhrkamp, Frankfurt a. M. 1986, bes. S. 104-127.

- 15) ドイツ帝国時代以前に存在した唯一の女性のための高等教育機関は、1850年に開校したハンブルク自由教区の女子単科大学である。学長はフレーベル幼稚園創始者の甥カール・フレーベルがつとめた。この大学の目的は、女性が宗派を超えて幅広くより高度な教養を身に付けること、そして女性の本職である青少年の養育の初歩を教えることとされた。教授された科目としては数学、教育理論、英語、地理、歴史、物理、文法、哲学入門、化学、文学、図画、植物学、フランス語、宗教史、天文学一般、唱歌、語形論、幼稚園での実習があり、さらに家政および簿記が寄宿舎で教えられ、貧者や病人の取り扱いも教育手段に取り入れられていた。しかし、この女子単科大学は開校からわずか2年後の1852年にプロイセン文化省によって閉校に追い込まれた。田村雲供『近代ドイツ女性史』109-111頁参照。なおこのハンブルク女子単科大学の詳細については Kleinau, Elke: *Bildung und Geschlecht. Eine Sozialgeschichte des höheren Mädchenschulwesens in Deutschland vom Vormärz bis zum Dritten Reich.* Deutscher Studien Verlag, Weinheim 1997, S. 60-95 を参照。
- 16) Killy, Walther[Hg.]: *Literatur Lexikon. Autoren und Werke deutscher Sprache.* Bd. 1-15. München 1988.
- 17) Wehinger, Brunhilde: »Die Frucht ist fleckig und der Spiegel trübe«. *Lyrikerinnen im 19. Jahrhundert,* S. 219. -In: Gnüg, Hiltrud[Hg.]: *Frauen - Literatur - Geschichte. Schreibende Frauen vom Mittelalter bis zur Gegenwart.* J. B. Metzler, Stuttgart 1985, S. 218-239.
- 18) Ebd.
- 19) Ebd.
- 20) Ebd.
- 21) Barber, Ida: *Ein Verein für Schriftstellerinnen.* -In: *DSZ* 1. Jg. 1885 Nr. 2 S. 43-46.
- 22) Ebd. S. 46.
- 23) Barber, Ida: *Verein der Schriftstellerinnen und Künstlerinnen.* -In: *DSZ* 1. Jg. 1885 Nr. 13 S. 3 14-315.
- 24) 協会規約によると、DSchVでは女性文筆家も男性文筆家と対等な会員として迎えられた。しかし、代議員や書記長などといった協会の要職に就く資格は、依然として男性の文筆家に限定されていた。前原『近代ドイツの文筆業』174頁参照。
- 25) Kürschner: *Deutscher Litteratur Kalender* 8. Jg. 1886 S. 34.
- 26) Kürschner: *Deutscher Litteratur Kalender* 8. Jg. 1886 S. 34-35.
- 27) Kürschner: *Deutscher Litteratur Kalender* 8. Jg. 1886 S. 34; 14. Jg. 1892 S. 39; 20. Jg. 1898 S. 17; 24. Jg. 1902 S. 15.
- 28) Leo, W.: *Herr Conrad und der Deutsche Schriftsteller-Verein.* -In: *DSZ* 1. Jg. 1885 Nr. 15 S. 3 59-361. この論説の主旨はミュンヘンの文筆家M. G. コンラート (Michael Georg Conrad)

が自分の雑誌『社会』(»Die Gesellschaft«)の中で「女性文筆家の組織への加入は認めるべきでない」と主張したことへの賛意である。

29) 例えばD S c h Vの代議員であったバルドウィン・グローラーの次の論説がそうした見解の代表である。Groller, Balduin: Freischärler und Gratisblitzer. -In: DSZ 1. Jg. 1885 Nr. 13 S. 2 97-301. 前原『近代ドイツの文筆業』177-178頁参照。

30) Boy=Ed, Ida: Die Schriftstellerinnen. -In: DSZ 1. Jg. 1885 Nr. 16 S. 383-384. ボイ=エドは雑誌『社会』の寄稿者でもあった。代表作はリユーベックを舞台として市民生活を描いた『時代の男たち』(»Männer der Zeit«, 1885) など。

31) Barber, Ida: Ein Verein für Schriftstellerinnen. S. 45. 女性文筆家に対する偏見や、女性が男性名のペンネームを使って著作を出版する問題については、このあと何度も『ドイツ文筆家新聞』紙上で議論されることになった。例えば以下のような論説がある：

『ドイツにおける女性文筆家に対する偏見』Calm, Marie: Das Vorurteil gegen die Schriftstellerin in Deutschland. -In: DSZ 1. Jg. 1885 Nr. 19 S. 452-454.

『女性文筆家の筆名』Häuser, Caroline: Das Pseudonym der Schriftstellerinnen. -In: DSZ 2. Jg. 1886 Nr. 44 S. 484-486.

『女性文筆家の筆名』Klapp, A.: Das Pseudonym der Schriftstellerinnen. -In: DSZ 2. Jg. 1886 Nr. 46 S. 535-536.

なお、これらの論説の著者はいずれも女性である。

32) Kürschner, J.: Deutscher Litteratur Kalender 8. Jg. 1886, 2. Abt. S. 1-518. なお男性名、女性名の判別については以下の書に従った：Drosdowski, Günther v. [Hg.]: Lexikon der Vornamen. DUDEN, Mannheim 1974.

33) Kürschner, J.: Deutscher Litteratur Kalender 20. Jg. 1898 S. 16. 各項冒頭の数字は訳者が分類の便宜上付加したものである。引用元の文献に番号は記載されていない。

34) 前原『近代ドイツの文筆業』231-232頁参照。

35) Kürschner: Deutscher Litteratur Kalender 21. Jg. 1899 S. 14.

36) Kürschner: Deutscher Litteratur Kalender 23. Jg. 1901 S. 14.

37) A S Vの詳細については前原『近代ドイツの文筆業』60-67頁参照。

38) 前原『近代ドイツの文筆業』61頁および以下を参照：Scheideler, Britta: Zwischen Beruf und Berufung. Zur Sozialgeschichte der deutschen Schriftsteller von 1880 bis 1933, S. 99. -In: Archiv für Geschichte des Buchwesens, Bd. 46. Buchhändler-Vereinigung GmbH, Frankfurt a. M. 1997, S. 1-336

本稿は2001年度北海道大学審査学位論文より一部を抜粋、改稿したものです。

(文学博士／ドイツ語非常勤講師)